

高齢者虐待防止に関する指針

－みんなで防ごう、高齢者虐待－

（制定年月日：2022年4月1日）

社会福祉法人 手稲ロータス会

介護老人福祉施設 手稲ロータス

目 次

1	高齢者虐待防止に関する基本的考え方	1
2	高齢者虐待の種類	1
3	虐待防止に向けた体制（身体的拘束廃止・虐待防止委員会の設置）	2
4	施設長・管理者及び職員の責務	3
5	虐待の早期発見のための対応	3
6	虐待を発見した場合の通報等	3
7	虐待の防止のための職員研修	3
8	成年後見制度の利用支援	4
9	虐待等に係る苦情解決の徹底	4
10	入居者等に対する当該指針の説明・閲覧	4

高齢者虐待防止に関する指針

－みんなで防ごう、高齢者虐待－

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

- (1) 2006(平成 18)年4月1日に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」という。)第1条第1項において、その目的が規定されている。

【高齢者虐待防止法】

(目的)

第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

- (2) 高齢者虐待防止法第2条第1項において、「高齢者」とは65歳以上の者としている。また、同条第3項において、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従業者等による高齢者虐待に分けて定義している。

※ 「養介護施設従業者等」…養介護施設及び養介護事業の従事者

- (3) 「いつも笑顔で生活したい！」誰もが日常生活でこうありたいと願っていることである。人生の最期まで個人として尊重され、その人らしく暮らしていくことは誰もが望むことであり、そうした思いに応えるためには、高齢者が尊厳を保持して生活を送ることができる社会を構築することが必要である。

- (4) 高齢者虐待は、入居(利用)者(以下、「入居者等」という。)一人ひとりの基本的人権を侵害するだけでなく、入居者等の心身に深い傷を負わせ、場合によっては、生命に関わることや、健康、生活が損われることにもつながるものであり、いかなる理由があろうと絶対にあってはならないものである。

- (5) 手稲ロータス(以下、「当施設」という。)では、入居者等の尊厳を第一に考えて尊重し、職員一人ひとりが虐待による身体的、精神的な損害を理解するとともに、虐待防止に向けた意識を強く持ち、虐待につながらないケアの実践に努めていくことにより、入居者等が安全に、安心して当施設での日常生活を営むことができるよう努める。

2 高齢者虐待の種類

(1) 養介護施設従業者等による高齢者虐待の種類は、高齢者虐待防止法の第2条第5項に規定され、次のいずれかに該当する行為をいう。この指針でいう高齢者虐待とは、当施設において、職員が意図的に入居者等に対して不適切な取扱いをすることをいう。

- 身体的虐待

入居者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

- 介護・世話の放棄・放任

入居者等を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他の養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

- 心理的虐待

入居者等に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の入居者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 性的虐待

入居者等にわいせつな行為をすること、又は入居者等をしてわいせつな行為をさせること。

- 経済的虐待

入居者等の財産を不当に処分すること、その他当該入居者等から不当に財産上の利益を得ること。

(2) 前記(1)のほかに、「不適切な行為」として、以下のものが挙げられる。

- 呼称を「〇〇さん」付けしない

子ども扱いや人格を軽視している対応であり、心理的虐待につながる可能性がある。

- 入居者等の近くでの申送り・職員同士の会話

排せつのことなど、他人に聞こえて欲しくないことや“問題行動”等を話すことで、恥ずかしい思いをさせることや他に偏ったイメージを作る可能性があることから、細心の注意や配慮が必要である。

3 虐待防止に向けた体制（身体的拘束廃止・虐待防止委員会の設置）

(1) 当施設内での高齢者虐待の発生及びその再発を防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、入居者等及び家族に最善の対応を提供することを目的として、虐待防止に係る管理体制を施設全体で取り組むため、身体的拘束廃止・虐待防止委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、部門長、看護職員、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、機能訓練指導員及び管理栄養士等で構成し、必要に応じ、嘱託医に対して参画を要請する。なお、委員長は互選により選出する。

(3) 委員会は、毎月1回定期的に開催し、虐待防止策等の検討を行う。また、虐待発生時等において、必要に応じ、臨時委員会を開催する。

(4) 委員会の役割は、次のとおりとする。

ア 施設内虐待防止対策の立案

- イ 指針・マニュアル等の整備・更新
 - ウ 施設内虐待防止対策に関する職員への啓蒙（周知・徹底）
 - エ 虐待予防のための具体策の検討
 - オ 各部署における虐待予防策実施状況の把握と評価
 - カ 高齢者虐待発生時の措置（対応・報告（通報））
 - キ 研修・教育計画の策定及び実施
- (5) 高齢者虐待防止推進のための担当者は、委員会の委員長とする。

4 施設長・管理者及び職員の責務

- (1) 施設長及び管理者は、苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責任を負う。
- (2) 職員は、日頃から、入居者等のモニタリングを励行し、虐待を受けたと思われる入居者等を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。
- また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見した場合においても、速やかに施設長及び管理者に報告する責務を有する。

5 虐待の早期発見のための対応

- (1) 日々における入居者等の生活状況や身体状況等、様々な面でのモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するように努めるとともに、兆候が現れた入居者等に関しては、速やかに各フロアにおいて現状や経過等の把握に努める。
- (2) 各フロアの介護主任又は介護副主任は、情報を集約するとともに分析し、虐待の有無を検証する。なお、虐待の可能性がある判断した場合は、委員会の委員長（以下、「委員長」という。）に対し報告する。
- (3) 委員長は、臨時委員会の開催の可否を決定するとともに、委員会を開催する場合にあっては、報告された案件の内容を適切に審査し、虐待であると判断した場合は再発防止策を検討するものとする。

6 虐待を発見した場合の通報等

- (1) 職員は、施設内での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる入居者等を発見した場合、又は、当該入居者等の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを関係市町村に通報しなければならない。【通報義務】（高齢者虐待防止法第 21 条第 1 項及び第 2 項）
- (2) (1)の通報をすることは、守秘義務の違反にはならない。（高齢者虐待防止法第 21 条第 6 項）
- (3) この通報を行った職員に対し、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行わない。（高齢者虐待防止法第 21 条第 7 項）

7 虐待の防止のための職員研修

- (1) 当施設の職員に対し、入居者等の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、基本的な学習を行い、常に適正な介護支援に努めることとする。また、ケア技術のほか、虐待につながる不適切ケアの研修や事例検討によって、職員自らが意識を高め、実践につなげることとする。
- (2) 高齢者虐待防止法の仕組みと留意すべき点を理解する。
- (3) 権利擁護の観点から施設運営を考え、サービス向上と相互の意識向上を図ることとする。
- (4) 研修は、新規採用者に対する研修のほか、定期的研修を年2回開催する。

8 成年後見制度の利用支援

精神上の障害により、判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々の権利擁護を図るために制定された成年後見制度を、入居者等及びご家族等が円滑に利用することができるよう、関係機関等と連携するなどして必要な支援に努める。

9 虐待等に係る苦情解決の徹底

施設内における高齢者虐待を防止するため、当施設では、入居者等及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限努力するものである。

10 入居者等に対する当該指針の説明・閲覧

当該指針については、入居時に説明させていただくとともに、入居者等及びその家族等からの要望に応じ、いつでも閲覧することができる。

附 則

この指針は、2021年4月19日から施行する。

附 則

この指針は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、2025年4月1日から施行する。